

令和5年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月1日（水曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 行政監査の報告

2) 例月現金出納検査の報告（令和4年12月分・令和5年1月分）

3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告

4) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告

第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明

陳情上程（委員会付託）

第 5 陳情第17号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く
空・水・土の安全保障を求める陳情

第 6 陳情第18号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書

第 7 陳情第19号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見
書」の採択を求める陳情書

第 8 陳情第20号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情
書

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 9 同意第 1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第10 議案第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第11 発議第 1号 美郷町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

議案上程（説明）

第12 議案第 3号 町道の廃止について

第13 議案第 4号 町道の認定について

第14 議案第 5号 新町建設計画の一部変更について

第15 議案第 6号 美郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

- 第16 議案第 7号 美郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第17 議案第 8号 美郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 第18 議案第 9号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第19 議案第10号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第20 議案第11号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第21 議案第12号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第22 議案第13号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第23 議案第14号 美郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 第24 議案第15号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の一部改正について
- 第25 議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第26 議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第27 議案第18号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第11号
- 第28 議案第19号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第29 議案第20号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第30 議案第21号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号
- 第31 議案第22号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号
- 第32 議案第23号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
建設課長	高橋博和君	商工観光交流課長	今野武俊君
農業委員会会長	高橋正尚君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
教育長	福田世喜君	農業委員会 事務局局長	小田長光仁君
教育推進課長	佐々木寿人君	教育推進監	武藤浩紀君
代表監査委員	高橋信雄君	生涯学習課長	大澤修君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回美郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、藤原政春君、5番、高山茂雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から16日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長深澤 均君、登壇願います。

(議会運営委員長 深澤 均君 登壇)

○議会運営委員長（深澤 均君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

2月22日招集告示されました令和5年第2回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり令和4年度各会計の補正予算、条例の制定及び一部改正、町道の廃止及び認定、新町建設計画の一部変更、特別会計への繰入額、令和5年度各会計予算、人権擁護委員の推薦、美郷町教育委員会教育長の同意案件であります。

陳情案件については、前回定例会以降提出されたうちの4件について、議会運営委員会では、総務産業常任会にて審査が望ましいものとしたしました。

また、議会関係としては、発議が1件、委員会報告等と、意見書案等の審議を予定しております。

なお、令和5年度各会計予算に係る議案は、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることとしたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は本日3月1日から3月16日までの16日間としたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、その後陳情を上程し、委員会付託とします。続いて同意第1号、議案第2号及び発議第1号を上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第3号から議案第23号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月2日は、午前10時より本会議を再開し、議案第24号から議案第29号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月3日は、本会議を休会とし、一般質問の通告締切りを午前11時までとします。

また、本定例会から実施いたします令和4年度各会計予算の総括質疑の事前通告について、通告締切りを3日午後5時までとします。

3月6日は、本会議を休会とし、予算特別委員会の質疑の通告締切りを午後5時までとします。

3月7日は、午前10時から本会議を再開し、議案第3号から議案第23号までの質疑、討論、表決を行い、続いて議案第24号から議案第29号までの総括質疑を行い、その後予算特別委員会を設置し、付託をする予定です。また、同日本会議終了後、総務産業常任委員会を開催し、陳情の審査等を行う予定です。

3月8日から13日までは、本会議を休会としたします。休会中の日程ですが、8日及び9日は予算特別委員会を開催し、予算審査を行います。

3月10日は、教育民生常任委員会を開催する予定です。

3月14日は、午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月15日は、本会議を休会といたします。

3月16日は、午前10時から本会議を再開し、議案第24号から議案第29号までの予算の審査結果についての予算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行います。続いて、陳情等の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定についての報告がありましたが、報告の一部訂正の申出がありますので、これを許します。議会運営委員長。

○議会運営委員長（深澤 均君） また、本定例会から実施いたします総括質疑の事前通告について、令和4年度と発言しましたが、令和5年度の誤りでありますので、ご訂正をお願いします。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より行政監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より例月現金出納検査令和4年12月分及び令和5年1月分の結果報告がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申出がありましたので、これを許します。

町長松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和5年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、国民健康保険限度額認定証の所得区分誤りについて報告いたします。

2月20日に秋田県町村電算システム共同事業組合より、本町の国民健康保険について、令和4年度の所得区分判定に係る設定漏れがあるとの連絡がありました。確認いたしましたところ、給与所得者等調整額等の数値が入力されていないため、適正な所得区分判定がされず、全世帯の所得判定を行った令和4年7月以降交付した限度額認定証271世帯分のうち、2世帯分に所得区分の誤りがあることが判明しました。

いずれの世帯も1月の限度額を外来8,000円、外来と入院合わせて1万5,000円までと区分判定すべきところを、外来8,000円、外来と入院合わせて2万4,600円までと区分判定しておりました。2世帯ともに入院の実績が確認され、医療費の自己負担分に変更が生ずる可能性があるため、県国民健康保険団体連合会と医療費の確認を行い、額が確定次第、速やかに適正な限度額を用いて対応してまいります。

誤りのありました2世帯の方につきましては、深くお詫び申し上げます。

このたびの設定漏れは、町と業者との間で手順内容を再確認することで防止できた可能性もあり、今後は作業手順の相互確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

次に、町道米ノ口・老形線上で、2月24日、除雪車両の作動油およそ100リットルが流出する油漏れ事故がありました。

原因は、車両の油圧ホースの経年劣化による破損と考察され、直ちに漏れた油の排除処理及び下流での吸着マットによる回収作業を行いました。

議員各位をはじめ町民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後はこうした事態が起きないように、適正な車両運行管理を徹底してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種について報告いたします。

町の公共施設における、12歳以上を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンの集団接種は、令和4年12月20日で終了いたしました。1月からは協力医療機関で2価ワクチンの接種を行っていますが、接種可能な人数を超える見込みが生じたため、2月25日に中央体育館にて集団接種を行い、123人の方が接種されました。また、2市1町合同による乳幼児への集団接種は、令和5年3月31日で終了する見込みです。なお、初回接種を含む各ワクチン接種については、特例臨時接種期間の3月末まで、それぞれ接種日を設け、協力医療機関において接種を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価等の高騰による家計等への負担を支援する各種制度について報告いたします。

価格高騰の影響が特に大きい非課税世帯等の低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」については、1月31日に申請期限を迎え、1,745世帯に8,725万円を給付し、給付率は97.49%となっております。住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を給付する「エネルギー食品価格高騰対応緊急支援金事業」については、昨年11月22日に申請期限を迎え、1,814世帯に2,721万円を給付し、給付率は94.43%となっております。

また、物価高騰に加え、エネルギー価格の上昇により暖房費に係る支出の増加が見込まれたことから、令和4年12月15日現在で、町の住民基本台帳に記載されている全世帯を対象に、美郷町地域振興券8千円分を給付しました。今年度は給付及び販売した全ての美郷町地域振興券の2月10日現在の使用換金率は82.55%で、金額で1億9,544万5,200円となっております。

製造業事業者の事業継続を支援する「製造業等事業継続支援金」の追加支援として、製造機械設備の稼働に必要な燃料と高圧及び特別高圧の電力の使用量に応じた支援金を給付することとしており、2月末における申請件数は19件となっております。

原油価格高騰に伴う社会福祉施設等の負担軽減及び必要なサービスの継続的な提供を支援するため、県補助金を活用した「社会福祉施設等物価高騰対策補助金」については、1月31日に申請期限を迎え、障害者支援施設等では13施設に190万8,000円を、介護保険施設等では29施設に534万6,000円を交付しております。

肥料価格の高騰により影響を受けやすい耕種農家に対し、肥料コスト上昇分の一部を助成する「肥料価格高騰対策支援事業」については、秋肥分は2月末現在18件の申請があり、3月末までに補助金を交付する予定です。春肥分については、助成金算定に用いる国の価格上昇率の公表が3月上旬以降になることから、年度内の事業完了が見込めないため、国・県の事務スケジュールに合わせて町も対応することとし、今後のスケジュールを含め、改めて申請手続等について周知を図ってまいります。

また、配合飼料価格の高騰により影響を受けやすい畜産農家に対し、配合飼料コスト上昇分の一部を助成する「飼料価格高騰対策支援事業」については、7月から9月までの第2四半期分は16件に、10月から12月の第3四半期分は15件に補助金を交付しております。なお、第4四半期分は現在取りまとめを行っており、3月末までに対象者に補助金を交付する予定です。

次に、今冬の降雪等の状況についてですが、町内6箇所の観測地点における最大の平均積雪量

は、2月6日の93.2センチメートルでした。

一斉除雪の出動回数は、2月末現在で12月8回、1月12回、2月6回、計26回となっております。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感」についてですが、小中学校の新入学児童生徒の保護者を対象に支給する「入学祝金事業」として、2月1日より申請書の受付を開始し、2月末現在で186人から申請をいただいております。支給準備を進めております。

2つ目は「活力・賑わい創出」についてですが、「サキホコレ作付応援事業」として、令和4年度の作付農家数は77軒、作付面積は約116ヘクタールで、生産者が負担する県のプロモーション経費に対して補助金を交付しております。また、2月24日に堆肥「美郷の大地」の施用効果の実証結果を踏まえた実績検討会を開催し、検証結果を基に、引き続きその効果について検証してまいります。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、住民生活課関係ですが、「ハリザッコ生息実態調査」を令和4年6月と10月の2回にわたり、126か所の清水で実施しました。「ハリザッコ」が生息している清水は23か所で、平成25年調査と比較し増減はありませんでしたが、清水の数が枯渇や埋没等により12か所減少し、114か所であることが判明しました。この調査結果に基づき、4月1日から情報を更新してまいります。

マイナンバーカードの交付状況についてですが、カードを発行している地方公共団体情報システム機構による集計では、2月19日現在で交付率58.1%、申請率70.9%となっております。

また、2月6日より、マイナンバーカードを利用して「転出の届出」と「転入手続の予約」を専用サイトで同時に行えるサービスが開始されております。また、本日3月1日より、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から、「住民票」などの証明書が取得できるサービスを開始しております。行政手続のオンライン化により、行政サービスの利便性向上が期待できることから、マイナンバーカードのさらなる普及に努めてまいります。

次に、福祉保健課関係ですが、国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」が開始されたことに伴う「美郷町出産・子育て応援金」については、支給業務を令和5年2月1日から実施し、令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出産または妊娠の届出を

した遡及適用者に対して、応援金支給に係る申請書を2月14日に送付しました。出産応援金の遡及適用者は97人、子育て応援金の遡及適用者は54人で、2月1日以降の対象者も含め随時応援金の支給を行っております。

次に、商工観光交流課関係ですが、日本航空株式会社との連携協力協定に基づく「JAL空育折り紙ヒコーキ教室」を、1月23日、宿泊交流館ワクアスで開催しました。当日は、同社秋田支店の職員を講師に迎え、町内3つの認定こども園の5歳児80人が参加し、よく飛ぶ紙飛行機づくりにチャレンジしました。また、同社による地域貢献活動、ウインターキャンプが、2月11日から12日にかけて開催されました。同社社員17人が来町し、高齢者宅の除雪活動を行ったほか、雪を使ったアウトドアアクティビティーの体験を通して、冬期間における観光資源の活用方法や可能性を探っていただきました。

次に、農政課関係ですが、米の生産数量の参考指標となる令和5年産米の秋田県の「生産の目安」が提示されたことに伴い、美郷町地域農業再生協議会にて、町の「生産の目安」を前年度比1.49ポイント増の55.18%とし、各方針作成者に提示しました。なお、農業者ごとの「生産の目安」の提示は各方針作成者に委ねることとなります。

また、同協議会において、令和5年度の産地交付金の作物別単価を決定し、広報美郷お知らせ版3月号に掲載を予定しており、3月17日には、これらの内容と国・県の施策等に関する説明会を開催し、農家への周知を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、舗装補修工事13件、歩道工事2件、改良工事3件、測量調査設計業務2件を発注しました。なお、年度内完成が見込めない5件の事業について、本定例会に係る予算の繰越明許費の追加を提案しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育推進課関係ですが、タイ王国ノンタブリー県第1地区初等教育局との教育交流協定を1月17日に再締結し、中学生の相互訪問交流をさらに3年間継続することで合意しております。

次に、生涯学習課関係ですが、秋田県美術展覧会「第20回仙北地域展」を1月21日から2月19日まで学友館で開催しました。昨年6月に開催された第64回秋田県美術展覧会の入賞・入選者のうち、大仙市・仙北市・美郷町の作家による作品133点を、作者による解説つきで展示し、期間中は751の方が鑑賞されました。

行政報告の最後になりますが、教育長福田世喜氏から、一身上の理由で、今月31日をもって辞任したい旨の願いがあり、それを受理しました。福田氏には、平成26年4月1日から9年間にわたり、教育行政に大変ご尽力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

同意第1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてですが、栗林守氏を教育長に任命したく、同意を求めるものです。

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、中村しげ子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したく、お諮りするものです。

議案第3号 町道の廃止について及び議案第4号 町道の認定についてですが、町道の改良等に伴い、お諮りするものです。

議案第5号 新町建設計画の一部変更についてですが、広域し尿処理施設整備事業及び広域斎場整備事業を追加するため、計画の一部を変更したく、お諮りするものです。

議案第6号 美郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてですが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づき、行政手続のオンライン化に関する条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第7号 美郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第8号 美郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法律施行条例を制定するとともに、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第9号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の支給額に係る規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第10号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてですが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第11号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第15号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の一部改正についてですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布のほか、関連法令の改正に伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について及び議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰入れにより各事業の円滑な推進を図るため、それぞれお諮りするものです。

議案第18号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第11号についてですが、県営基盤整備事業費負担金の増額、六郷温泉あったか山瀬過室漏水改修工事費の追加及びその他事業実績による事業

費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第19号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてですが、特別交付金の増額及び事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第20号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号についてですが、流域下水道建設事業費負担金の増額及び事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第21号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第22号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第23号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第4号についてですが、事業実績による事業費の減額等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

なお、議案第24号から議案第29号までの令和5年度一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算については、令和5年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

引き続き、令和5年度の町政推進に関する基本的な考えを申し述べ、併せて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

美郷町はこれまで、町民の生活満足感の向上並びに郷土愛の醸成を意識し、各般の施策の企画立案及び展開に努めてまいりました。その延長線で、第3次美郷町総合計画では、まちづくりの将来像を「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」とし、現在各種施策の計画的展開に努めているところです。

一方、こうした施策展開を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻及び為替変動などの影響に伴う物価高騰など、厳しい環境となっているところです。

こうした中、美郷町ができる限り安定的に、計画的に、将来像の構築につながる施策を展開していくためには、社会情勢の動きを注視しつつ、様々な状況の変化に適切に対応していくことが求められます。

そのため、私としては、自身の感性と感受性を鈍化させないように努めるとともに、健全な財

政状況の構築を基本にしながら、町民が望む町の姿を常に意識し、各般の対応を推進してまいりたいと考えております。

こうした考え方を踏まえた上での令和5年度予算案の概要についてですが、一般会計予算案は118億1,375万7,000円で、令和4年度と比べ3.5%の増といたしました。

まず、歳入について申し上げます。

町税については、令和4年産米の概算金が若干上昇したものの、作付面積の減少及び燃油、生産資材の価格高騰等の影響により農業所得の増収は見込めませんが、給与所得は毎月勤労統計調査等の結果から、現金給与総額の増加が見込まれることから、個人の町民税は増額で計上しております。法人の町民税は、「県内景気は持ち直している」という金融経済概況の判断を基に、増額で計上しております。固定資産税は、地価の下落は続いているものの、償却資産がコロナ禍においても増加しており、平均伸び率を基に増額で計上しております。軽自動車税は、自家用自動車の新規登録台数が増加傾向にあることから増額で計上しております。町たばこ税は、令和4年度の収入見込額を基に算出し、増額で計上しております。入湯税は、利用者数が徐々に回復傾向にあるものの、若干の減額を見込んで計上しております。

地方交付税については、令和4年度の交付額等を基に、総務省が公表した令和5年度地方財政対策での伸び率等を勘案し、増額で計上しております。

町債については、事業費への充当率と元利償還金に対する交付税算入率で有利な合併特例債過疎対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債等を事業ごとに選択するとともに、新たに創設された脱炭素化推進事業債を活用しております。

繰入金については、公共施設整備基金等を繰入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう、財政調整基金からの繰入れは控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

一般会計については、「第3次美郷町総合計画」前期行動計画の計画的な推進を意識した予算案としております。経常的経費については、平成26年度から継続して推進しております財政健全化の取組に沿った予算編成に努めております。政策的経費については、出産・子育て支援の充実、地域産業の振興強化、教育環境の充実、定住・移住支援の強化、体験型・滞在型観光の充実及びデジタル化の推進につながる取組などに意識を持って予算配分しております。また、大曲仙北広域市町村圏組合が実施する新南部斎場建設事業及び新中央し尿処理センター建設事業に伴う負担金は、本体工事の開始により前年度より4億674万5,000円増額としております。

特別会計及び水道事業会計については、制度改正等の情報を的確に捉え、受益者負担の原則に

のっとり、適正な予算の計上に努めております。

このうち、国民健康保険特別会計については、被保険者数の減少や被保険者の所得状況の見込み、歳入の普通交付金等の公費及び歳出の事業費納付金、保険給付費等の動向、出産育児一時金の増額等を見通した予算編成を行っております。

下水道事業特別会計については、経営の効率化及び健全化を図るため、農業集落排水飯詰処理区を公共下水道に接続する工事を実施するほか、施設の適切な維持及び新規加入促進等を意識した予算編成を行っております。

水道事業会計については、安全で安定した水道水を供給するため、施設の適切な維持等を意識した予算編成を行っております。

こうして編成した4つの特別会計並びに水道事業会計の予算案は、国民健康保険特別会計が22億2,002万8,000円で、令和4年度と比較して2.5%の減、下水道事業特別会計が4億2,982万9,000円で71.8%の増、農業集落排水事業特別会計が1億8,281万5,000円で1.8%の減、後期高齢者医療特別会計が2億4,163万6,000円で6.2%の増、水道事業会計が6億9,824万1,000円で10.9%の減となっております。

次に、第3次美郷町総合計画で定める、まちづくりの「6つの目標」ごとに、主な取組について申し上げます。

目標1「快適で安心して暮らせるまち」についてですが、道路網整備の推進については、測量調査4路線、改良舗装工事4路線、歩道工事1路線、舗装補修工事9路線、道路側溝改修2路線、橋梁補修工事3橋及び橋梁補修設計3橋を実施してまいります。

河川環境整備の充実については、町管理の1河川の改修工事及び5河川の浚渫工事を実施してまいります。

水道施設整備の推進については、老朽化が進んでいる千畑中央地区暁地域の配水管布設替工事を実施するほか、引き続き水道施設のデジタル管理を進めるため、千畑中央地区及び黒沢地区の水道施設管理システム構築業務に取り組んでまいります。

下水道施設整備の推進については、農業集落排水飯詰処理区の公共下水道接続工事を実施するほか、適正な施設運営に努めるとともに、合併浄化槽導入に対する補助交付上限額を、5人槽では42万2,000円から46万円などに拡充し、引き続き加入促進を図ってまいります。

住宅リフォーム支援については、さらなる住環境の質の向上を図るため、住宅リフォームに対する補助交付上限額を8万円から10万円に拡充してまいります。

空き家対策の推進については、管理者等に適正な管理を促す施策として、県・近隣市とともに

「空き家の無料相談会」を開催し、相続に関する相談や売却・賃貸といった活用方法と、解体希望については町の補助金制度を周知するなど、適正管理を支援してまいります。

防災対策の充実については、既に新しいハザードマップを全戸配付し、町内の土砂災害警戒区域や河川氾濫、ため池決壊による浸水想定区域を周知しております。このマップには災害に関する様々な情報や避難場所の位置なども掲載されており、折に触れて町民に御覧いただく取組を講じながら、防災意識の向上を図ってまいります。

道路除排雪の充実については、過年度の実績等を踏まえ除雪予算を計上しているほか、老朽化した除雪機械の更新や中央通り線の消雪施設の更新工事及び点検整備を実施してまいります。

防犯対策の充実については、子供に対する不審者等への対策を強化するため、令和4年度より学校への防犯カメラの設置を進めており、令和5年度は中学校の敷地内に4台整備いたします。また、関係機関とのパトロールを実施した上で、防犯灯の設置を推進してまいります。

防火対策については、老朽化した消防用小型ポンプを3台更新するとともに、千畑中央地区曉地域の配水管布設替工事に伴う消火栓2基を更新し、防火能力の維持向上を図ってまいります。

交通安全対策の推進については、危険交差点の改良工事を実施するとともに、交通事故抑制のための啓発看板の設置及びカーブミラーの設置・補修を継続してまいります。

水環境保全の充実については、引き続き植樹事業を実施するとともに、林道七滝山線整備工事を継続し、水源涵養保安林の多面的機能の維持増進や混交林化など、七滝山の利活用を推進してまいります。また、森林経営管理法に基づき、民有林の適切な経営管理を推進してまいります。

脱炭素化の強化については、役場庁舎の照明LED化を実施するとともに、公用車の更新に合わせ、プラグインハイブリッド自動車を2台導入してまいります。さらに、電気自動車をはじめとした次世代自動車の今後の普及拡大を踏まえ、道の駅美郷に充電設備を整備してまいります。また、循環型社会の形成については、ペットボトル等のリサイクルや小型家電製品、蛍光灯及び乾電池等の回収を継続するほか、大仙市及び大曲仙北広域市町村圏組合と連携して、プラスチックごみ分別収集の実証実験にも取り組んでまいります。

目標2「健康で元気に暮らせるまち」についてですが、結婚支援の推進については、新たに結婚サポータースキルアップ事業などに取り組んでまいります。また、新婚世帯における住宅取得、賃借、リフォーム及び引越しに要する費用について、新たに婚姻時の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合、30万円から60万円に交付上限額を拡充してまいります。出産・子育て支援の強化については、町の出生祝金のほか、国の出産・子育て応援金、県のあきた出産おめでとう給付金を給付するとともに、小中学校入学に合わせて、町の入学祝金を引き続き給付してまいります。また、

出産・子育てをサポートするため、新たにスマートフォンによる出産・子育て支援アプリを活用し、情報発信や相談支援を行い、出産や子育てにおける不安感や孤独感の解消に努めてまいります。

児童福祉については、今後も要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携するとともに、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター機能の周知を図ってまいります。また、新たに子どもの居場所や子育て相談の拠点を中央公園エリアに整備していくため、事業の基本的方向性と実施手法の検討を行ってまいります。

健康づくりの充実については、認定こども園及び小中学校と連携した「運動・休養・栄養」を意識した取組、成人を対象とした「ぐっと楽運動教室」の開催など、幼児から高齢者まで一貫した取組を継続してまいります。また、令和6年度から令和10年度までの第3期美郷町セルフケア推進方針を策定してまいります。

心の健康づくりについては、引き続き、児童生徒を対象としたSOSの出し方に関する研修会を開催するほか、令和6年度から令和10年度までの第2期美郷町自殺対策計画を策定してまいります。

予防接種の推進については、これまでの予防接種に加え、新たに50歳以上を対象とした带状疱疹予防接種に、ワクチンの種類によって1回当たり5,000円または1万円、子どものおたふく風邪予防接種に1回当たり3,000円を助成し、感染症の予防に努めてまいります。

高齢者支援の強化については、介護予防教室の開催、軽度生活支援及び雪下ろし等の支援策を継続するほか、65歳以上を対象にした「温泉施設利用料助成」及び「はり・きゅう・マッサージ施術費助成」を統合し、おのおのが自分に合ったバランスで利用できるよう、新たに共通利用券を給付してまいります。さらに、自動車運転免許証を持たない方には、「一般タクシー・バス料金助成」にも利用できる共通利用券とし、外出機会の拡大を図り、「健康満足感」や「生活行動力」の向上に寄与してまいります。また、令和6年度から令和8年度までの第7期高齢者福祉計画を策定してまいります。

障害者支援の強化については、第6期美郷町障害福祉計画に基づき、生活介護など各種サービス等の周知に努めてまいります。

認知症対策の充実については、昨年、町立図書館内に開設した認知症に関する本を集めた認知症コーナーを充実させるとともに、認知症予防教室や講演会、もの忘れプログラムを利用した相談会、認知症サポーター養成講座等を開催し、気軽に相談できる機会や認知症への理解を深める機会を増やしてまいります。

社会福祉については、「第3期美郷町地域福祉計画・第4期美郷町地域福祉活動計画」に基づき、各施策を推進してまいります。また、生活困窮者等相談支援員による一次的な相談等を引き続き行ってまいります。

目標3「豊かな心と人材を育てるまち」についてですが、学力向上対策の推進については、今後とも学力・学習状況調査等の分析結果に基づく授業改善や研修会等により教師の指導力向上を図り、児童生徒の学びを充実させてまいります。また、新聞活用により学習意欲や読解力を伸ばす教育に力を入れるとともに、授業でのICT機器の効果的な活用に向け、各小学校に電子黒板を増設してまいります。ふるさと教育・キャリア教育の強化については、小学校5・6年生と中学生を対象に製作した学習教材「ふるさと美郷は宝箱」を活用し、ふるさとを学びの場として美郷ふるさと活動を推進するとともに、小中学生の職場体験学習を充実させてまいります。また、美郷大使である絵本作家永田萌氏の作画による美郷町オリジナル絵本を刊行してまいります。

豊かな感性・創造力育成の推進については、「鴻鵠の志」育成基金を活用して、引き続き小学校6年生と中学生を対象に講演会等を開催してまいります。また、青少年教育については、新たに小学生を対象とした七滝山自然観察登山を実施するほか、小中学生を対象としたコミュニケーション教室を実施し、豊かな心の育成に取り組んでまいります。

芸術・文化活動の強化については、「鈴木空如と坂本東嶽」展のほか、テキスタイルデザイナー須藤玲子氏のご協力による「布」に関する企画展を開催してまいります。また、芸術文化活動の活性化を図るため、交流自治体の芸術文化団体との人や作品を通じた交流に取り組んでまいります。

成人教育については、今後も各界の第一線で活躍されている方々を講師に迎え、「継（けい・つぐ）」を共通テーマとして美郷カレッジを開催してまいります。

民俗文化財の継承については、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」及び「わら文化」の後継者育成に活用する映像資料の制作に継続して取り組んでまいります。

生涯スポーツの充実については、引き続き、ヨネックス株式会社のご協力による親子バドミントン教室やソフトテニスのクリニックを実施するほか、株式会社モンベルのご協力による真昼岳登山教室を開催してまいります。また、町のウォーキングパンフレットを監修していただきました秋田大学大学院医学系研究科整形外科学講座のご協力の下、ウォーキング教室を開催してまいります。

教育施設的环境整備については、認定こども園では、千畑なかよし園のプール改修、六郷わくわく園の床暖房制御盤交換のほか、3園の受変電設備や屋外遊具の改修等を実施してまいります。

また、園児のバス送迎時の安全管理を徹底するため、通園バスに園児の置き去り防止装置を整備してまいります。

小中学校では、千畑小学校の第2音楽室等の屋根塗装、六郷小学校の避難器具の更新、仙南小学校の大規模改修の実施設計業務等を実施してまいります。また、放課後児童クラブでは、3施設の活動室等のエアコン改修や遊具周辺改修を実施してまいります。

学校給食センターでは、北学校給食センターの空調設備改修、南学校給食センターの空調改修に係る実施設計業務、食材下処理室のシンク更新等を実施してまいります。

社会教育施設では、中央ふれあい館の物品庫改修、北ふれあい館多目的ホールの屋根塗装のほか、美郷町公共施設最適化実施計画に基づく旧中央公園プール管理棟解体に向けた実施設計業務を実施してまいります。また、旧美郷中学校セミナーハウスの宿泊棟については、歴史資料等の保管施設への転用に向けた実施設計を踏まえ、できるだけ早い時期に関係予算を提案してまいります。

社会体育施設では、自転車競技場の走路補修工事、総合体育館空調設備改修に向けた実施設計業務を実施してまいります。

目標4「働く喜びと活力があふれるまち」についてですが、営農形態の強化と生産性の向上については、引き続き農業経営複合化等に要する機械等の導入を支援するとともに、美郷推進作物と美郷ブランド作物の新規作付規模拡大に取り組む経営体に対して、ソフト・ハード両面で支援してまいります。また、水稻については、サキホコレ作付応援事業を継続し、作付農家を支援してまいります。

キキョウ等の薬用植物は、作付並びに出荷拡大に支援を継続するとともに、増産に向けて取り組んでまいります。また、新たに「薬樹の森健康公園」について、連携企業を対象にネーミングライツ・パートナーを募集し、維持管理に係る自主財源の確保に努めてまいります。

食品衛生法改正に伴う影響が見込まれる漬物等製造業については、6次産業化推進事業による加工販売に必要な機械導入及び施設整備支援を拡充してまいります。

生産基盤の整備については、継続地区である金沢、畑屋中央、鑓田南谷地及び明田地野際地区の整備を支援するほか、新規採択を目指す六郷西部第2地区及び大坂善知鳥地区の取組を支援してまいります。

担い手確保の推進については、営農継続支援事業の年齢要件を60歳未満から63歳未満に拡大し、農業従事者の確保を図るとともに、就農前の農業研修による技術習得や新規就農者への支援策を継続し、早期の経営確立を支援してまいります。

さらに、令和5年4月施行の「改正農業経営基盤強化促進法」を踏まえ、農業委員会と連携を図りながら地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定に向け、取り組んでまいります。

地域循環型農業の推進については、美郷町アクティセンターのストックマネジメントを実施し、老朽化した水槽部のコンクリート補修等を実施してまいります。

また、堆肥「美郷の大地」を活用した土づくりへの支援として、引き続き循環型農業土づくり応援事業、産地パワーアップ土づくり事業を実施するほか、サキホコレへの堆肥施用効果の実証試験を継続し、地域循環型農業を推進してまいります。

商業の推進については、町ブランド認定事業により消費者から支持された認定商品及び美郷雪華コレクションなど町内特産品に関し、ブラッシュアップやパッケージデザイン作成、商品宣伝資材などに支援していくとともに、新たに美郷町商工会及び会員による各種商談会参加に支援策を講じてまいります。また、事業者の空き物件の活用について支援策を継続してまいります。

企業支援の推進については、美郷町中小企業振興条例に基づき、生産性向上に資する設備投資への奨励金交付、経営安定に資する保証料や利子補給、新分野への進出及び起業者への支援を引き続き行ってまいります。

就業支援の充実については、就業等に有利となる資格や技術習得をした町民及び町民を雇用した町内事業者への支援を継続してまいります。

目標5「賑わいで活気があふれるまち」についてですが、定住・移住支援の強化については、これまで美郷町定住促進奨励金と、美郷暮らし促進奨励金の2事業を行ってききましたが、令和5年度からは美郷暮らし促進奨励金の交付対象者を40歳以上に拡大することで、2事業対象者を概ねカバーできるように見直しし、美郷暮らし促進奨励金に一本化してまいります。

旧六郷わくわく園の跡地については、環境に配慮した住宅建築用地として活用していくため、検討委員会を設置するとともに、当該地の不動産鑑定等を実施し、事業の基本的方向性と実施手法の検討を行ってまいります。

移住希望者に対しては、移住プロモーション動画及び移住相談会等を活用して、町の魅力や移住支援制度の情報発信の強化を図るとともに、お試し移住体験として、新たに「子育て・教育環境」や「農業体験」、「雪国生活体験」などの移住体験モデルコースを設定するなど、移住者の増加につなげてまいります。

また、空き家の利活用のため、空き家バンク成約奨励金の交付及び空き家等を活用した賃貸住宅等の整備を支援する空き家等活用移住定住促進事業を継続してまいります。

さらに、定住促進の一環として、本町に住所登録し居住する就労者を対象とした奨学金返還助成事業を引き続き実施してまいります。

体験型・滞在型観光の充実については、七滝山にある2つの登山ルートを周遊できるよう整備を行うほか、女神山では2つの登山道の整備を継続してまいります。

清水周辺環境整備については、新たに藤清水周辺の藤棚改修を行うほか、機織清水の清掃など引き続き清水の保全管理を行ってまいります。美郷町ラベンダー園については、昨年7月の長雨による枯死した区画について排水機能を向上させ、貴重な観光資源であるラベンダーを保全するとともに、魅力ある園づくりに努めてまいります。

観光関連施設の整備については、名水市場湧太郎並びに観光案内休憩所の実施設計に基づき、両施設の改修工事を令和6年1月の完成を目途に進めてまいります。名水市場湧太郎については、町民からも気軽にご利用いただけるよう、現在の水文館を多目的な空間として整備してまいります。観光案内休憩所については、休憩機能に加え、湧水の仕組みや歴史、生活などを広く学習できる機能を付与するほか、町内商店や飲食店の情報発信機能なども付与してまいります。

また、アウトドア志向の高まりを踏まえ、引き続き雁の里ふれあいの森キャンプ場フリーサイトスペースの芝地整備などを実施するほか、経年劣化してきている後三年スキー場圧雪車を更新し、利用環境の維持向上に努めてまいります。

観光人材の育成については、町ネイチャーガイド育成カリキュラムに基づき、新たにスノーシューのガイド育成を進めてまいります。

また、観光客の町内周遊に資するeバイクの活用を推進するほか、観光客の二次交通に関する実証実験を含めた各種検討を継続して行ってまいります。

観光情報の発信については、令和5年度も各種SNSを活用した情報発信講座などを実施し、行政はもとより、町民の皆様のお力も頂戴しながら、観光情報を発信できるよう努めてまいります。

企業都市交流の推進については、ウィズコロナの認識を基本としながら、企業及び関係自治体等との交流・連携を引き続き推進してまいります。

国際交流の推進については、タイバドミントンナショナルチームの選手等と町民との交流機会を模索してまいります。また、タイ王国ノンタブリー県第1初等教育局との教育交流協定に基づき、アニュラチャプラシット校と美郷中学校との相互訪問交流を実施してまいります。

目標6「質の高い行政経営を進めるまち」についてですが、行政サービスの向上については、町民に優しいデジタル化をコンセプトに、デジタル社会の実現に向けたデジタル推進計画を策定

してまいります。また、役場から町民への情報発信手段としてLINEアプリを活用し、災害時などの緊急時に、素早く適切な情報を届ける仕組みを構築してまいります。

職員体制については、日本航空株式会社と相互の人事交流を継続するとともに、地域おこし企業人交流プログラムにより日本航空株式会社グループ会社社員を受入れ、民間企業の感性による職員の資質向上を図ってまいります。

堅実な行財政運営の推進については、人口減少や少子高齢化を見据え事務事業の見直しを行うため策定した「美郷町事務事業最適化計画」に基づき、敬老会の開催内容見直しや入札・契約事務の見直しなど約20項目の事務事業について、状況を踏まえた対応や変更を行い、限られた職員体制の中で住民サービスの維持・向上を図る取組を推進してまいります。

また、これまで申し述べました施策及び事業等を計画的に推進するため、プライマリーバランス黒字経営を意識した財政運営に引き続き留意するとともに、経常的経費の削減等による財政健全化の取組を継続してまいります。

美郷町は、令和6年11月に合併20周年を迎えますが、記念となり記憶に残る節目とするよう、時間が必要な企画には令和5年度から取り組むこととし、町のシンボルである「町の花・木・鳥・魚」をモチーフにした絵画制作を委託するとともに、未来に向けた美郷大使のメッセージを記念冊子としてとりまとめるための準備に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、今後も基本的な感染防止対策の徹底などの情報発信や公共施設における感染防止対策を実施してまいります。

また、ワクチン接種については、現在国において令和5年度の接種方針を検討しており、今後、国の接種方針が決定次第、方針に基づき適切に対応してまいります。

以上、令和5年度の町政推進の基本的な考え方や主な施策等について申し上げます。

令和5年度も引き続き、私を含む全職員が意識を高く持ちながら、町民一人一人が住みよさを実感できる町となるよう、そして、町民一人一人が誇りを持って語れる町となるよう、これからも努力を重ねてまいります。

町民各位には、こうした考え方にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には、引き続き一体となってまちづくりに邁進していただきますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時01分）

(午前11時10分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長より訂正の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（松田知己君） 先ほどの招集挨拶の中において、2点訂正をお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種の部分で、乳幼児への集団接種は令和5年3月31日で終了する見込みと申し上げましたが、正しくは令和5年3月11日で終了する見込みですので、お詫びし訂正いたします。

また、各課の個別の取組の部分についてですが、「ハリザッコ」が生息している清水は23か所で令和5年度調査と比較して増減はありませんでしたが、と申し上げましたが、正しくは、「ハリザッコ」が生息している清水は23か所で、令和5年度調査と比較し1か所減となっておりますということで、お詫びし訂正いたします。

以上です。

◎陳情第17号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第5、陳情第17号 「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全保障を求める陳情」を上程し、議題といたします。

陳情の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第17号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第18号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第6、陳情第18号 「「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書」を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第18号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第19号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第7、陳情第19号 「最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認め、陳情第19号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第20号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第8、陳情第20号 「消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書」を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第20号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第9、同意第1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町教育委員会教育長が令和5年3月31日をもって辞職することに伴い、栗林 守氏を選任することについて同意を得たいので提案するものです。

栗林氏は、長年にわたり、教職員として学校現場で児童生徒の教育に携わられ、また町教育委員を務めるなど、広く教育行政の識見をお持ちの方です。

教育長として適任であると存じ、お諮りするものです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

なお、任期については、福田世喜氏の残任期間である令和6年3月31日までです。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第10、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 中村氏は、民生児童委員として長年福祉活動に携わり、人格識見ともに高く、人権擁護について深い理解のある方です。平成23年4月より人権擁護委員に就任され、大曲人権擁護委員協議会常務委員、秋田県人権擁護委員連合会理事を務められるなど、熱意をもって人権啓発活動や人権問題に取り組まれております。同氏は、令和5年6月30日をもって任期が満

了することから、人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第11、発議第1号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略し、質疑討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第12、議案第3号 町道の廃止についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

議案書37、38ページをお願いします。

なお、廃止する路線の位置につきましては、議案資料集1ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

廃止としたい路線は、広域の南部斎場の改築に伴って付け替えとなった2路線であります。議案第4号の路線と関連するもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、廃止の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第3号の説明が終わりました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第13、議案第4号 町道の認定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

議案書39、40ページをお願いします。

認定する路線の位置につきましては、議案資料集2ページから4ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

広域の南部斎場の改築に伴って付け替えとなったもので、議案第3号と関連する路線が白山4号線、宅地造成に伴い民間が整備した道路について、条件を満たして受納の決定をしたものが馬場10号線と鐘田馬町1号線の計3路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路認定の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第4号の説明が終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第14、議案第5号 新町建設計画の一部変更についてを上程いたします。

す。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第5号についてご説明します。

提案理由ですが、大曲仙北広域市町村圏組合が実施する広域し尿処理施設整備事業及び広域斎場整備事業を追加し、同事業の財源に合併特例債を充当可能とするため、計画の一部を変更したく提案するものです。

変更内容ですが、議案42ページから46ページにありますが、新旧対照表にてご説明しますので、資料集の5ページをお願いします。

まず、表紙に変更年月日を追加し、下線にありますとおり、（3）の下水道等の整備普及及び（6）の環境保全と廃棄物処理体制の充実に、それぞれ広域し尿処理施設整備事業及び広域斎場整備事業に関する内容を追加するものです。

6、7ページに移りまして、同様に、2つの事業内容を追加するものです。

8、9ページをお願いします。

下線にありますとおり、県の計画の名称変更や合併特例債を旧合併特例事業債に改めるなど、一部文章を修正するものです。

10、11ページをお願いします。

表の財政計画について、令和元年度から令和3年度の数値を決算額に、令和4年度の数値を決算見込額に、令和5年度及び令和6年度の数値を県との事前協議段階の当初予算見込額に改めるものです。

なお、今回の計画変更に当たり、県との協議が完了しており、本議案を議決いただきましたら、県を通じて国に提出する予定です。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第5号の説明が終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第15、議案第6号 美郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第6号についてご説明します。

提案理由ですが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づき、行政手続のオンライン化に関する条例を制定したく、提案するものです。

議案の48、49ページをお願いします。

第1条ですが、行政手続を書面等で行うことが定められている場合においても、一つ一つの条例を改正することなく、オンラインでの手続を可能とする特例を定めることにより、オンライン化による町民の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とするものです。

次に、第2条ですが、オンライン化による手続等を第6号から第9号に定義しており、申請等、処分通知等、縦覧等及び作成等の4つの手続等について、それぞれ第3条から第6条に規定しております。

初めに、第3条の電子情報処理組織による申請等は、町民等が町に対して行う申請届出及び通知等を指し、個別の条例等で書面等により行うこととされている場合や、署名等を行うことが規定されている場合、さらに使用料及び手数料の納付方法が規定されている場合において、オンラインでも手続を可能とすることを規定するものです。

50、51ページをお願いします。

第4条の電子情報処理組織による処分通知等は、町が事業者等に対して行う行政処分等について、第5条の電磁的記録による縦覧等は、町民等が、町が公開する書面等を縦覧または閲覧することについて、52、53ページのほうに移りまして、第6条の電磁的記録による作成等は、町が条例等に基づき書面等を作成、保存することについて、それぞれオンラインにより行うことができることを規定するものです。

第7条の適用除外ですが、申請等に虚偽がないかどうかを対面で確認する必要がある場合や、許可証や処分通知等の書面等を事業所に備え付ける必要がある場合、他の条例等により、オンラインによる手続が可能である場合は、本条例を適用しないことを規定するものです。

第8条の書面、添付書面等の省略ですが、申請等に際し、個別の条例等で添付することとされている住民票の写しなどについて、個人番号カードの利用などにより、書面等で確認すべき情報を参照できる場合は、添付書類を省略することができることを規定するものです。

第9条の情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表についてですが、オンラインにより行うことができる行政手続の状況について、インターネット等の方法により公表すること。

第10条は、本条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定するものです。

最後に、本条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第6号の説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第16、議案第7号 美郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第7号についてご説明いたします。

提案理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、改正保護法施行に関し必要な事項を定めるための法律施行条例を制定したく、提案するものでございます。

条文の案は、56ページからです。

第1条は、本条例の趣旨として、改正保護法の施行に関し必要な事項を規定するものでございます。

第2条では、条例の適用を受ける町の機関や用語を定義しております。

第3条では、個人情報取扱事務において、現行条例同様、必要事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表する旨、規定しております。

57ページ、第4条では開示請求の手續について、第5条及び第6条では開示決定等の期限及びその特例について規定しており、開示決定の期限を現行条例同様原則14日以内、延長する期間を30日以内とするものでございます。

58ページ、第7条では、開示請求に係る手数料について規定しており、手数料は無料とし、写し等に係る経費は請求者の負担とするものでございます。

第8条では、美郷町情報公開個人情報保護審査会に諮問できる事項を規定しております。

第1項では、法の規定により審査会に諮るべき事項について、第2項では、災害対策基本法に基づく要支援者名簿について、審査会の意見を聞いた上で、提供できる旨を規定しております。

59ページの附則を御覧願います。

第1条で、この条例の施行を令和5年4月1日とするものでございます。

第2条で、現行の美郷町個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3条では、現行の美郷町個人情報保護条例廃止に伴う経過措置を規定しております。

60ページ、第4条では、廃止される美郷町個人情報保護条例の規定を引用している美郷町公の

施設における指定管理の指定の手續等に関する条例について、引用する規定を個人情報の保護に関する法律とする一部改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第17、議案第8号 美郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 稔君） 議案第8号についてご説明いたします。

提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の改正により、議案第7号での美郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び美郷町個人情報保護条例の廃止、発議第1号での美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の規定を改正したく、提案するものでございます。

改正条文の案は62ページからですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集13ページをご覧ください。

第1条には、本条例の趣旨を追加するものでございます。

第2条では、審査会を設置する旨を規定するとともに、審査会が行う事務について、関連する条例の改廃等により整理するものでございます。

14ページをお願いいたします。

第6条第1項では、審査会が審査請求できる諮問庁及び審査請求対象を新たに規定しております。

第2項から第4項では、審査会の権限及び諮問庁の義務等を新たに規定しております。

15ページをお願いいたします。

第8条の審査会の答申の期限についての規定を削除し、第9条で規定していた答申書の送付等に関する規定についての文言を改めるとともに、第9条及び第10条をそれぞれ1条繰上げるものでございます。

議案集64ページにお戻り願います。

附則にて、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第8号の説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第18、議案第9号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第9号につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことにより、出産育児一時金の支給額に係る規定を改正したく、美郷町国民健康保険条例の一部改正を提案するものでございます。

改正内容につきましては、66ページにございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集16ページをお願いいたします。

第4条でございますが、第1項中、40万8,000円を、48万8,000円に改めるものでございます。

なお、美郷町国民健康保険給付規則の出産育児一時金の加算額が1万2,000円であるため、出産育児一時金の支給総額は50万円となります。

議案66ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例は令和5年4月1日から施行するものとし、本条例の施行の日前に出産した被保険者に係る美郷町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものと規定しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第19、議案第10号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

議案書は67ページからとなります。

提案理由ですが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料の規定を一部改正したく提案するものです。

議案書は67ページから77ページ、新旧対照表は、議案資料集17ページから25ページまでとなっております。

今回の改正内容は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布されて、令和5年4月1日より金額が改定となり、町の道路占用料もこれに準拠しているため、合わせて改正するものになります。

各区分の道路占用料について、記載のとおり、それぞれ単価を改定するものと、新たに政令で定められた区分の追加となります。

単価は、美郷町は政令で第5級地となっており、これに基づいた単価になっております。

附則第1項として、この条例の施行期日を、道路法施行令と同じく令和5年4月1日とするものです。

附則第2項として、この条例の改正に合わせて、美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正し、別表第1に記載されている電柱、電話柱、その他の柱類の項、金額の欄中380円を430円に改めるものとなります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第20、議案第11号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 議案第11号についてご説明いたします。

提案理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は80ページ以降に記載しておりますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集26ページをお願いします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども子育て支援法及び学校教育法の引用

条項の改正に伴い改めるもの並びに所管省庁の移管や関与等に関する改正のほか、その他所要の規定を改めるものです。

第4条第2項の第19条第1項を第19条に改めるのは、子ども子育て支援法の改正に伴う引用条項の改正です。以下、第19条第1項の改正につきましては、同様の改正であります。

29ページをお願いします。

第15条第1項第3号の第25条を第25条第1項に改めるのは、学校教育法の改正に伴う引用条項の改正です。

第4号の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるのは、所管事務の移管による改正です。

第26条の削除ですが、民法並びに児童福祉法における子供のしつけや指導等における体罰や戒めなどの懲戒権に関する規定が削除されたことによる特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により削除するものです。

33ページをお願いします。

第50条の、及び第23条から第33条までを、第23条から第25条まで、及び第27条から33条までに改めるものは、懲戒権の削除に係る条項整理の改正です。

35ページをお願いします。

中段の、第51条第3項の第2項から第4項までを前3項とする改正については、子供子育て支援法との整合のため改正するものです。

議案の81ページへ戻っていただきまして、附則ですが、改正条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものです。

議案第11号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第21、議案第12号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 議案第12号についてご説明いたします。

提案理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布

に伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は、84ページ以降に記載しておりますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集37ページをお願いします。

今回の改正は、令和4年9月に、静岡県牧之原市において、こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなる事案を受けたもので、児童福祉法等の一部を改正する法律案の改正を受け、乳幼児の安全確保に関する計画の策定に係る規定並びにバスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加のほか、その他所要の規定を改正するものです。

初めに、第7条の2として、安全計画の策定等の規定を追加し、計画内容の職員間の共有や体制の確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明などを行うこととしております。

第7条の3につきましては、送迎バス等の際の乳幼児の所在確認と置き去りの防止等に係る規定の追加です。

38ページをお願いします。

第10条並びに第14条第2項につきましては、具体の取組などに改めております。

第13条の削除並びに第25条の改正につきましては、議案第11号でもご説明いたしましたが、子供のしつけや指導等における体罰や戒めなどの懲戒権に関する規定の削除並びにこども家庭庁設置法の施行に伴う所管事務の移管に係る改正です。

議案の85ページへ戻っていただきまして、附則ですが、改正条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものです。

議案第12号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第22、議案第13号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 議案第13号についてご説明いたします。

提案理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を改正したく、提案するものです。

改正条文は88ページ以降に記載しておりますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案

資料集39ページをお願いします。

今回の改正は、議案第12号でもご説明いたしましたが、こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなる事案を受け、放課後児童クラブの利用者の安全の確保、管理に係る規定などの追加のほか、その他所要の規定を改正するものです。

初めに、第6条の2として、安全計画の策定等の規定を追加し、計画内容の職員間の共有や体制の確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明などを行うこととしております。

第6条の3につきましては、送迎バス等の際の利用者の所在確認に係る規定の追加です。

第12条の2、業務継続計画の策定等の追加ですが、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めるとしております。

40ページをお願いします。

第13条第2項につきましては、具体の取組などに改めております。附則の職員に関する経過措置ですが、放課後児童支援員の認定資格研修修了予定者を支援員とみなす期間を、現在は改正附則により令和5年3月31日までとしておりますが、令和10年3月31日まで延長するというものです。

議案の89ページへ戻っていただきまして、附則ですが、改正条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものです。

議案第13号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第23、議案第14号 美郷町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 議案第14号についてご説明いたします。

提案理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、引用する条項を改めたく、提案するものです。

改正条文は92ページですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集41ページをお願いします。

第1条の第77条を第72条第1項各号に改めるのは、子ども子育て支援法の改正に伴う引用条項の改正です。

議案の92ページへ戻っていただきまして、附則ですが、改正条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものです。

議案第14号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第24、議案第15号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 議案第15号についてご説明いたします。

提案理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、引用する条項を改めたく、提案するものです。

改正条文は94ページですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集42ページをお願いします。

第3条、第2項第1号及び第2号並びに別表第1の（1）、（2）の第19条第1項を第19条に改めますのは、子ども子育て支援法の改正に伴う引用条項の改正です。

議案の94ページへ戻っていただきまして、附則ですが、改正条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものです。

議案第15号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第25、議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

議案書は95ページとなります。

提案理由ですが、美郷町下水道事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億8,000万円以内の金額を繰入れし、議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第26、議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

議案書は97ページとなります。

提案理由ですが、美郷町農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億5,000万円以内の金額を繰入れし、議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

(午前 11時 51分)

(午後 0時 59分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課長より説明の訂正がありますので、これを許します。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第3号の説明の中で、道路法第8条第2項と説明いたしましたけれども、正確には第10条第3項でありましたので訂正いたします。申し訳ありませんでした。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第27、議案第18号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第11号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第18号についてご説明します。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額に7,221万3,000円を追加する件、繰越明許費の追加13件及び変更1件、地方債の変更5件でございます。

はじめに、105ページの第2表繰越明許費補正をご説明します。

今回繰越明許費を設定する事業ですが、6款1項肥料価格高騰対策支援事業は、助成金算定に用いる国の価格上昇率の公表の遅れに伴い、年度内の事業完了が見込めないことから繰越するものです。

同じく生産力強化支援事業は、県補助事業の低コスト技術等導入支援事業に係る補助金について、県が繰越明許費を設定することに伴い繰越するものです。

同じく、秋田の園芸省エネ化支援事業は、県補助事業の園芸省エネ化支援事業に係る補助金について、県が繰越明許費を設定することに伴い繰越するものです。同じく有害鳥獣等駆除防除事業は、国の補正予算による電気柵整備事業に係る補助金で、年度内の事業完了が見込めないことから繰越するものです。

同じく圃場整備支援事業は、県営基盤整備事業の金沢地区、畑屋中央地区、鏑田南谷地地区、明田地野際地区及び太田南部地区に対する負担金で、国の補正予算による事業費の増額や事業内容の変更等により、年度内の事業完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴い繰越するものです。

同じく農業用水施設整備事業は、県事業の基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農業水利施設活用小規模水田発電施設整備事業に対する負担金で、事業内容の変更等により、年度内の事業完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴い繰越するものです。

2項の林道整備事業は、七滝山線森林管理道整備工事について、3度の入札不調とそれに伴う設計内容の変更等により、年度内の工事完了が見込めないことから繰越するものです。

7款1項美郷ブランド開発販売促進事業は、令和4年9月に出願した中国及び台湾における美郷雪華の海外商標登録について、年度内の審査完了が見込めないことから、登録に係る手数料を繰越するものです。

同じく温泉運営事業ですが、1つ目として、六郷温泉あったか山瀧過室の漏水に係る改修工事について、年度内完了が見込めないことから、完了確認手数料と工事請負費を繰越しする件。2つ目として、千畑温泉サン・アールの水道管について、漏水が疑われるため、早急に調査をする必要があり、その調査の年度内完了が見込めないことから調査委託料を繰越するものです。

8款2項社会資本幹線道路整備事業は、町道田岡線について、当初計画の変更により、他の整

備路線との調整に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから繰越するものです。

同じく社会資本歩道整備事業は、作山明天地線歩道整備について、用地の境界線に係る相手方との交渉に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから繰越するものです。

同じく、道路メンテナンス事業は、中島町中島橋橋梁補修について、現地調査の結果、補修箇所の劣化が進み、その後の対応に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから繰越するものです。

4項公園管理事業は、都市公園の遊具改修工事について、当初計画の変更等により、年度内の工事完了が見込めないことから繰越するものです。

次に、繰越明許費の変更を要する事業ですが、2項の道路維持管理事業は、事業の進捗状況等により繰越明許費の金額を増額するものです。

次に、106ページ、第3表の地方債補正をご説明します。

変更の5件につきましては、充当する事業の事業費の増減等に伴う限度額の変更となります。詳細につきましては、歳入でご説明します。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明します。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事務事業の完了や、完了見込み等による補正が多くなっております。こうした見込みを含めまして、実績によるですとか、事業の完了によるなどの理由での増減につきましては、特別説明が必要と思われるもの以外は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳入から順次ご説明しますので、110、111ページをお願いします。

○税務課長（奥山智佳等君） 1款1項1目個人の町民税ですが、課税所得について、令和4年度当初予算では令和3年度当初予算を下回るものと推測しておりましたが、営業所得、給与所得の伸びが大きく、現年課税分の所得割について1,668万8,000円の増額をお願いするものです。

2目法人の町民税ですが、令和4年度当初予算では、金融経済概況の判断等から、令和3年度当初に比べ1.5%程度の増額を見込んでおりましたが、さらに上回り増となることから、均等割で186万4,000円、法人税割で1,113万4,000円、合計1,299万8,000円の増額をお願いするものです。

2項1目固定資産税ですが、現年課税分で、評価替えによる家屋分では248万1,000円の減。償却資産分では1,128万1,000円の増となり、合計で880万円の増額をお願いするものです。

3項軽自動車税ですが、現年課税分で、登録台数の増により、1目軽自動車税種別割分で117万9,000円。2目軽自動車環境性能割分で179万7,000円、それぞれ増額をお願いするものです。

4 項たばこ税ですが、令和 4 年度当初予算では、喫煙人口の減少から、令和 3 年度当初予算と比較し 542 万 6,000 円の減を見込んでおりましたが、実績に基づき、1,614 万 5,000 円の増額をお願いするものです。

以上で、1 款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金ですが、県からの通知に基づく令和 4 年度見込額による増額になります。

10 款 1 項 1 目地方交付税ですが、国の補正予算による追加分を含む普通交付税の交付決定による留保分を計上するものです。これにより、普通交付税の予算計上額は、合計で 58 億 945 万 6,000 円となります。また、特別交付税ですが、住民票等のコンビニ交付サービス導入に要する経費などの増額分を見込み計上するものです。

○住民生活課長（木村英彰君） 次のページ、112、113 ページをお開きください。

中段、13 款 1 項 3 目衛生使用料 1 節の斎場使用料は、利用者増に伴い、60 件分を増額するものでございます。

次の町営墓地永代使用料は、千畑地区において新たに 2 区画、使用者が増えたことによる増額でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、114 ページ、115 ページ下段をお願いいたします。

14 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金の 1 節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、ワクチン接種での医師等への謝金等に充当するもので、実績見込みにより減額するものでございます。

○総務課長（高橋 穰君） ページ下段、2 項 1 目 1 節総務費補助金の中で、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金及び、次のページの同事務費補助金ですが、住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 1 万 5,000 円を給付する事業の実績により減額するものでございます。

次の電力、ガス、食品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金及びその下、同事務費補助金ですが、非課税世帯等の低所得世帯に対し、1 世帯当たり 5 万円を給付する事業の実績により、減額するものでございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2 目民生費国庫補助金、認定こども園施設環境改善交付金につきましては、仙南すこやか園の空調設備の大規模改修に係るもので、国の決定を受け予算を計上するものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） その下の、令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は、児童手当受給者で、令和 4 年度住民税均等割が非課税または家計急変された方に、児童 1 人当たり 5 万円を支給するもので、予算計上時は、住民税の課税前のため、300 人分を見込みまし

たが、2月末時点の実績で144人分を支給し、今後の見込みも合わせ200人分とし、100人分を減額するものでございます。

3目衛生費国庫補助金の2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、接種会場運営等に要する経費に充当するもので、実績見込みにより減額するものでございます。

その下の母子保健衛生費国庫補助金は、3歳児健診時に、これまでの視力検査に加え、屈折検査を実施するための機器として、小児用スクリーニング機器導入に係る補助で、購入費の2分の1の交付見込みにより計上するものでございます。

○建設課長（高橋博和君） 4目土木費国庫補助金1節の社会資本整備総合交付金道路メンテナンス事業費補助金及び2節の社会資本整備総合交付金につきまして、それぞれ道路分の交付率が37.9%、道路メンテナンス事業は97.4%、住宅部分は件数当たりの定額でありました。交付実績見込みに伴い減額計上しております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、118、119ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金の1節障害者支援施設等物価高騰対策支援事業費補助金及び2節介護保険施設等物価高騰対策支援事業費補助金は、原油価格の高騰に伴う社会福祉施設等の光熱費の負担軽減を図るため、市町村が実施する光熱費助成事業への県の補助で、入所利用者1人当たり9,000円、通所利用者1人当たり4,500円を補助基準単価とし、2分の1を補助するものでございます。障害者施設で13件、介護施設で29件の実績により減額するものでございます。

4節福祉医療費補助金は、実績の見込みにより減額するものでございます。

6節エネルギー食料品価格高騰対応緊急支援事業費補助金は、原油原材料等の価格高騰に伴う低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する事業に対する県の補助で、1世帯当たり1万5,000円を補助基準額とし、半額の7,500円を県が補助するもので、2,000世帯分、1,500万円に、事務費のうち補助対象となる振込手数料分を合わせて計上してはりましたが、1,814世帯への給付実績により減額するものでございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、4目農林水産業費県補助金ですが、主なものとしまして、2目農業振興費補助金、上から6段目の低コスト技術等導入支援事業費補助金は、スマート技術等を活用した省力化、低コスト化に必要な機械設備の導入を支援する県補助金で、補助率は2分の1でございます。

1つ飛ばしまして、鳥獣被害防止総合対策交付金は、野生鳥獣の侵入を防止する侵入防止柵を整備する取組を支援する交付金で、補助率は、上限単価で、1段1メートル当たり148円以内でございます。

2つ飛ばしまして、夢ある園芸産地創造事業費補助金は、複合型生産構造への転換に向けた取組を強化するため、施設機械等の導入を支援する県補助金で、実績により増額するものでございます。

一番下の秋田の園芸省エネ化支援事業費補助金は、省エネ効果のある機械や資材の導入を支援する県補助金で、補助率は2分の1でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、120ページ、121ページ中段をお願いいたします。

3項2目民生費委託金の2節生活のしづらさなどに関する調査交付金は、障害者施策の推進に向けた検討資料とする国の調査に係るもので、県からの調査員推薦依頼等に要する経費への充当として、交付額確定により計上するものでございます。

15款の説明は以上です。

○総務課長（高橋 稔君） 122、123ページをお願いいたします。

16款2項1目1節、不動産売払い収入の土地売払い収入ですが、旧あらしな公園ほか2件の売払実績により増額するものでございます。

その下、立木売払収入ですが、仏沢地区町有林保育事業に伴う立木売払実績等により増額するものでございます。

その下、2目1節物品売払収入ですが、ロータリー除雪車、除雪グレーダー、公用車等の売払実績により増額するものでございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 17款1項2目ふるさと美郷応援寄附金ですが、2月末現在で当初予算を上回る寄附額があり、3月の見込み分を含めました増額分を計上するものです。

次に、18款1項1目公共施設整備基金繰入金ですが、町債を充当できない公共施設の改修工事等の財源として計上しておりましたが、財政状況により繰入れの必要がなくなったことにより、全額減額するものです。

同じく2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金及び3目薬用植物栽培推進基金繰入金は、事業費の確定等に伴う減額でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 20款3項1目奨学資金貸付金元利収入元金につきましては、2件の繰上償還並びに中途退学による年度途中での償還開始が1件あり、増額するものです。

124、125ページをお開き願います。

20款5項3目国庫支出金過年度収入並びに県支出金過年度収入につきましては、町内在住園児の他市町村への広域入所費に係るもので、令和3年度子供のための教育保育給付交付金の確定による予算の計上であり、事業費の2分の1が国庫支出金、4分の1が県支出金です。

○総務課長（高橋 穰君） 次に、4目雑入ですが、新たに追加した予算についてご説明いたします。

中段の節電プログラム参加収入ですが、東北電力が実施している冬の節電チャレンジキャンペーンに町の公共施設で参加したことによる収入でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 続いて、先ほどの3つ下の補償受入金ですが、建設工事車両による光ファイバーケーブル損傷に対する相手方からの保険金となります。

○建設課長（高橋博和君） 126、127ページをお願いします。

同じく雑入の住宅災害見舞金につきましては、昨年度の雪害による公営住宅の屋根の破損に対する公営住宅火災共済からの見舞金であります。

○生涯学習課長（大澤 修君） 同じく、雑入の最後に記載しております全国史跡整備市町村協議会等研修派遣補助金5万円ですが、当協議会は国指定の文化財所在市町村が加盟している団体で、国立文化財機構奈良文化財研究所が実施する文化財担当者研修へ参加する職員に対し、当協議会から補助金が交付されるものです。令和4年度において町職員1名が同研修へ参加しましたので、補助金の受入れをするものです。

20款の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、21款町債についてご説明します。

1目総務債から、次のページの8目商工債までですが、充当する各事業の実績や県との協議などを踏まえての増減額を計上しております。

このうち3目1節道路新設改良事業債ですが、社会資本整備総合交付金の減額により充当する合併特例債を増額するものです。

2節、水質保全対策事業債及び3節住環境整備事業債は、過疎対策事業債を充当するソフト事業間の調整による増額となります。

4節河川工事債の緊急自然災害防止対策事業債は、河川工事の実績により増額するものです。

128、129ページをお願いします。

6目農林水産業債の1節農村整備事業債は、経営基盤整備事業の負担金の財源として過疎対策事業債を充当しておりましたが、今年度の借入限度額を超え、調整が必要となったため減額し、国の補正予算による追加分と合わせて、合併特例債に組替えするものです。

7目衛生債の1節保健衛生施設整備事業債は、新南部斎場建設事業負担金の実績による増。2節家庭用井戸等整備事業債は、過疎対策事業債を充当するソフト事業間の調整による増額となります。

8目商工債の1節観光施設整備事業債ですが、六郷温泉あったか山瀧過室漏水改修工事の財源として、合併特例債を充当するものです。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出ですが、歳入と同様に、事務事業の完了や、完了見込み等の理由による補正が多くなっております。特別説明を必要とする部分以外は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○総務課長（高橋 稔君） 130、131ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費3節退職手当組合負担金ですが、退職者等に係る負担金の増額によるものです。

次の132、133ページをお願いいたします。

18節非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、1世帯に1万5,000円を給付する事業、その下、価格高騰緊急支援給付金は、1世帯当たり5万円を給付する事業ですが、それぞれ事業の終了により、歳入と同額を減額するものでございます。

続きまして、2目行政推進費10節の燃料費ですが、コミュニティーセンターの暖房用灯油代に不足が見込まれるため増額するものでございます。

134、135ページをお願いいたします。

3目文書広報費10節の印刷製本費ですが、広報みさとの発行ページ数の増加により、予算の不足が見込まれるため増額するものでございます。

続きまして、5目財産管理費ですが、10節の光熱水費は中央行政センターの電気料に不足が見込まれるため増額するものでございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 136、137ページをお願いします。

6目企画費の7節の報償金及び11節の手数料ですが、ふるさと美郷応援寄附金の返礼品等に係る経費で、寄附額の増加により不足が見込まれるため、それぞれ増額するものでございます。

2款の説明は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、142ページ、143ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の10節印刷製本費、11節の通信運搬費は、町民税非課税世帯への支援として、価格高騰対応緊急支援に係る封筒印刷や通知の郵送料で、国の価格高騰緊急支援給付金との合同実施により支出が見込まれないため、それぞれ減額するものでございます。

11節の手数料は、給付金の振込手数料で、実績により減額するものです。

19節エネルギー食料品価格高騰対応緊急支援事業給付金は、町民税非課税世帯へ1世帯当たり

1万5,000円を給付するもので、2,000世帯の見込みに対し、1,814世帯の給付実績により減額するものです。

2目障害者福祉費の18節障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金は、実績により減額するものでございます。

22節返還金は、令和3年度障害者自立支援給付金国庫負担金、令和3年度障害者医療費国庫負担金及び令和3年度障害児入所給付費等国庫負担金の確定により計上するものでございます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

3目高齢者福祉費の18節大曲仙北広域市町村圏組合介護保険民生費負担金は、低所得者の保険料軽減に対する町の負担金で、実績見込みにより増額するものでございます。

同じく18節、介護保険施設等物価高騰対策支援事業補助金は、実績により減額するものでございます。

4目医療給付費の12節電算処理委託料は、健診、人間ドック、歯科検診結果の電算処理に係るもので、実績見込みにより増額するものでございます。

19節福祉医療費扶助は、令和4年4月から令和5年1月までの実績を基に、2月、3月の見込みにより減額するものでございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2項3目児童福祉施設費10節燃料費につきましては、千畑なかよし園の灯油購入予算に不足が見込まれることから増額するものです。

146、147ページをお願いします。

4目子育て支援費22節返還金につきましては、放課後児童クラブの管理運営に係る令和3年度子ども子育て支援交付金の確定を受け、計上するものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5目児童措置費の19節令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金は、児童手当受給者で、令和4年度住民税均等割が非課税または家計急変された方に、児童1人当たり5万円を支給するもので、実績見込みにより減額するものです。

22節返還金は、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金の事業費及び事務費について、事業実績に基づき、国の指示により返還するものでございます。

続きまして、148、149ページ、中段をお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の13節事務機器借上料は、デジタル複合機使用料増加により増額するものでございます。

22節返還金は、乳児全戸訪問に係る令和3年度子ども子育て支援交付金の交付額確定に伴い、国へ返還するものでございます。

2目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実績見込みにより、7節報償金、10節印刷製本費、11節手数料、12節事務事業委託料において減額計上しております。

150ページ、151ページ上段をお願いいたします。

22節返還金は、風疹予防接種事業に係る令和3年度感染症予防事業費国庫補助金の確定により計上するものでございます。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 続きまして、3目環境衛生費18節の斎場使用料負担金ですが、60件分の増を見込むものでございます。

○**農政課長（中田裕克君）** 続きまして、152、153ページから154、155ページをお願いいたします。

6款農林水産業費ですが、主なものとしまして、3目農業振興費18節、154、155ページの上から6段目の鳥獣被害対策協議会補助金は、先ほど歳入でご説明いたしました鳥獣被害防止総合対策交付金の歳出予算で、町の鳥獣被害対策協議会に補助金を交付し、野生鳥獣侵入防止用の電気柵を購入するものです。設置箇所は、相長根及び川端山地区の2か所で、繰越明許となります。

1つ飛ばしまして、生産力強化支援事業補助金は、先ほど歳入でご説明いたしました、低コスト技術等導入支援事業費補助金の歳出予算で、低コスト機械などの導入3件分で、繰越明許となります。

一番下の秋田の園芸省エネ化支援事業補助金は、先ほど歳入でご説明いたしました歳出予算で、温風器や省エネ資材などの導入8件分で、繰越明許となります。

続きまして、156、157ページをお願いいたします。

7目農村整備費18節上段の経営基盤整備事業補助負担金は、国の補正対応によるもので、金沢、畑屋中央、鍵田南谷地、明田地野際、太田南部の5地区がそれぞれ増額となり、令和4年度通常分の一部と合わせて繰越明許となります。

次の経営基盤整備事業調査計画費負担金は、大坂善知鳥地区の調査計画費の事業費増によるものでございます。

6款農林水産業費の説明は以上でございます。

○**商工観光交流課長（今野武俊君）** 160ページ、161ページをお願いします。

7款1項2目商工振興費12節委託料4行目の換金業務委託料ですが、これは当初予算による券面1万円の地域振興券を、抽せんで当選した方に5,000円で販売する地域振興券販売事業、課税世帯への地域振興券給付事業及び連携企業である日本航空株式会社の航空便を往復で利用した方への地域振興券給付事業のほか、9月補正予算によります地域振興券家計応援給付事業、11月補正による地域振興券物価高騰対策支援給付事業について、実績見込みに基づき減額するものでござ

います。

主な内容ですが、地域振興券販売事業につきましては、販売実績が7,899セット、発行額では7,899万円となりました。地域振興券給付事業につきましては、給付対象世帯数延べ1万6,400世帯でございまして、対象額としましては1億6,020万円となりました。日本航空往復便利用者に対する地域振興券連携企業応援給付事業の実績でございますが、107件、64万2,000円で、想定のごとく割にとどまる結果となりました。対象期間が、ウィズコロナへの本格シフトが始まる前となっております。4月から6月にかけてと7月から9月にかけて、それぞれコロナ感染の波を大きくかぶったことに加えまして、国による10月11日からの全国旅行支援の開始前であったこともありまして、対象期間における旅行ムードの伸び悩みが響いた形となりました。

地域振興券全体では、発行予定額2億4,320万円に対し、実績が2億3,676万6,000円と見込まれることから、その残額と手数料を合わせて減額するものでございます。

また、併せまして、その関連経費として、158、159ページの10節消耗品費、また160、161ページをお願いします。10節印刷製本費、11節通信運搬費、これらにつきましても実績見込みに基づき減額するものです。

続きまして、18節、下から4行目の、新型コロナウイルス感染症防止対策認証飲食店支援金ですが、新型コロナウイルス感染症対策として実施した間仕切りや換気扇の設置等に対する補助のほか、地域振興券の換金額の10%を補助するなどの支援を行った事業でございます。

事業の実績見込みに基づき減額するもので、実績見込みは10件、90万円です。

減額となった主な理由といたしましては、ウィズコロナへと社会環境がシフトし、申請の要件となる県の新型コロナウイルス感染症防止対策の認証を受ける店舗の数が伸び悩んだことによるものです。

次の行の運送業等事業継続支援金ですが、事業の実績見込みに基づき減額するものです。実績見込みは13件、300万9,000円となっております。執行率が41%にとどまることとなりましたが、主な原因といたしましては、個人事業主の申請が4件にとどまったことなどによるものでございます。

次の行の、「美郷のいいもの贈っ得！事業」補助金ですが、事業実績見込みに基づき減額するものです。事業実績は11事業者、補助金額375万円の見込みです。

続きまして、最後の行の、製造業等事業継続支援金ですが、実績見込みに基づき減額をするものです。実績見込みは48件、補助金額1,046万6,000円と見込んでおります。

162ページ、163ページをお願いします。

下段の4目温泉施設費ですが、10節の光熱水費は主に水道料金となっております。主な理由は、千畑温泉サン・アールにおきまして、温泉をくみ上げるポンプが壊れたことに伴い、12月4日から27日まで白湯営業をしたことによって、水道料金が約80万円の増となったことに加えまして、2月請求分の水道料金が通常の月よりも40万円程度かかり増しになったことによるものです。2月請求分の水道料金の状況から、漏水がうたわれているため、調査をすることとしておりまして、その予算を12節に調査委託料として50万円計上しております。

この調査につきましては、できるだけ速やかに対応してまいりますが、本格着手が雪解け後にならざるを得ないことから、年度内に完了することができないため、令和5年度に繰越をすることとしております。

14節六郷温泉あったか山濾過室漏水改修工事につきましては、六郷温泉あったか山の濾過室におきまして、配管から漏水が起きているため、その対応と設備の入替えに必要な工事費を計上するものです。こちらでもできるだけ速やかな対応をしてまいりますが、対象となる配管の範囲が広い上、現状では濾過室内のスペースが狭く、老朽化した濾過機の入替えをできるようにするためには、室内の構造や機器の配置の見直しも併せて行うことが必要となっていることなどにより、工期が半年程度必要と見込まれておりますので、年度内の完了が見込めないため、12節に計上しております完了確認に係る手数料と合わせて、令和5年度に繰越をすることとしております。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君） 166、167ページをお願いします。

中段、8款5項1目下水道費18節の下段、浄化槽水質環境保全費補助金は、浄化槽の法定水質検査を実施した方々に対する補助で、当初予算では1,700件分の申請を見込んでおりましたが、申請件数の増加が見込まれるため、追加60件分を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 170、171ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費10節燃料費につきましては、六郷小学校の灯油購入予算に不足が見込まれることから増額するものです。

○生涯学習課長（大澤 修君） 178、179ページをお願いします。

ページ中段の5項2目保健体育施設費10節光熱水費ですが、南体育館の電気料は1万円の減額となりますが、南運動公園及び自転車競技場の電気料不足分合わせて7万円を増額し、差引き6万円を補正するものです。

次の修繕料ですが、総合体育館アリーナ天井クロスが経年劣化により10か所程度剥離しているため、その補修を行うための増額補正です。

次の段、11節手数料ですが、南野球場及び六郷東根運動広場の手数料については、合わせて1万9,000円の減額となりますが、屋内スポーツ館の人工芝ライン補修用として使用していた塗料が経年劣化により固化し使用できなくなったため、産業廃棄物として処分するための手数料3万9,000円を増額し、差引き2万円を補正するものです。

10款の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 180、181ページをお願いします。

一番下の12款1項1目償還元金ですが、繰上償還を実施したことに伴う本来償還元金の減額となります。

182、183ページ、こちらの一番上の2目利子は、償還、繰上償還の実施に伴う償還金利子を減額するものです。

13款1項1目基金費ですが、ふるさと美郷子ども育成基金積立金は、歳入でご説明した、寄附額の増額分を積み立てるものです。

その下の減債基金積立金ですが、今年度の財政状況や令和5年度当初予算の町債の増加を見込み、さらには地方財政法に基づく決算に伴う繰越金の取扱いなどを勘案し、今後の償還金の繰上償還のための財源として4億5,000万円を積み立てるものです。

14款予備費ですが、歳入歳出の差額の調整分となります。

議案第18号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 総務課長より、説明の訂正の申出があります。これを許します。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 説明に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

ページ、115ページをお願いいたします。

歳入の14款2項1目1節総務費補助金の中で、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金及び、次のページの同事務費補助金について、非課税世帯に対し1世帯当たり1万5,000円を給付する事業の実績によりと説明いたしましたが、正しくは10万円を給付する事業でございます。

同じく、133ページをお願いいたします。

2款1項1目の18節非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですが、こちらも同じように1世帯当たり1万5,000円と説明いたしましたが、正しくは10万円でございますので、訂正をお願いいたします。

お詫びして、訂正をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第28、議案第19号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第19号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ674万7,000円を減額するものです。

歳入からご説明させていただきますので、196、197ページをお願いいたします。

4款1項1目普通交付金の1節普通交付金は、交付見込みにより減額するものでございます。

2目特別交付金の1節特別交付金は、特別調整交付金の交付見込み等による増額と、保険給付費等交付金の特定健診委託料の減に伴う減額との合算により増額するものでございます。

3目福祉医療基盤強化補助金の1節福祉医療基盤強化補助金は、当初減額措置を1,320万円と見越しておりましたが、実績により、20万円余り少なく、県の2分の1負担分を減額するものでございます。

8款1項1目一般被保険者延滞金の1節一般被保険者延滞金は、保険税延滞金の実績により増額するものでございます。

3項1目一般被保険者第三者納付金の1節一般被保険者第三者納付金は、実績見込みにより減額するものです。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出でございます。

198、199ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の12節特別調整交付金結核精神申請支援業務委託は、特別調整交付金の補助対象となる医療費額に達しないため、交付金の申請が不要となり、国民健康保険団体連合会への業務委託に係る予算を減額するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、財源補正でございます。

5款1項1目特定健康診査等事業費の12節健診委託料は、特定健診委託料の実績見込みにより減額するものでございます。

8款1項3目その他償還金の22節保険給付費交付金償還金は、令和2年度特別調整交付金、コロナ感染症分の各確定により返還が生じたため計上するものです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第29、議案第20号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

議案書は201ページからとなります。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ14万9,000円増額する件、繰越明許費の設定2件及び地方債補正2件となります。

初めに、繰越明許費から説明いたします。

205ページをお願いいたします。

流域下水道大曲処理区建設事業及び県南地区広域汚泥資源化事業の事業費全般について、それぞれ一部次年度へ繰り越す旨、秋田県から通知があり、その負担相当額を計上しております。

次のページ、206ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。

流域下水道事業債と公共下水道事業債について、事業費の確定見込みに伴い、限度額をそれぞれ増減するものとなります。この表における公共下水道事業債は、後ほど歳入で説明する公債費においては広域化下水道事業債となります。

続いて、210、211ページをお願いします。

歳入1款1項1目1節現年度分の受益者負担金は、新規に加入した4件について、5年分割で支払うところを一括支払いとなったことによる増額を計上しております。

2款1項1目の下水道使用料は、見込みにより増額計上しております。

2項1目1節の登録手数料は、新たな指定店登録申請がなかったものです。

3款1項1目1節下水道事業費国庫補助金は、事業費の確定により減額するものです。

4款1項1目1節一般会計繰入金は、実績見込みにより減額するものです。

6款3項1目1節の雑入は、メーター更新によるスクラップ収入実績、2節の消費税還付金は額の確定によりそれぞれ増額計上しております。

次の212、213ページをお願いいたします。

7款1項1目下水道事業債は、先ほどの地方債補正で説明しましたとおり、それぞれ補正計上しております。

続いて、歳出、214、215ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の各項目は、実績見込みによる減額です。

2項1目施設管理費11節から17節までは、実績見込みによる減額。この目18節以降から2款公債費までの各項目は、今年度分の額の確定によるものです。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第30、議案第21号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

議案書は217ページからとなります。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ454万3,000円減額するものとなります。

224、225ページをお願いいたします。

歳入1款から5款までの各項目については、いずれも実績見込みにより補正計上するものとなります。

続いて歳出、次の226、227ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の各項目は、職員人件費の人事異動などの実績によるもののほか、事務経費や接続補助金などについても、額の確定と実績に伴う減額を計上しております。

2項1目施設管理費10節光熱水費は、電気料の不足が見込まれるための増額の計上。

11節役務費から14節工事請負費までは、実績による減額。

18節施設組合運営費補助金の減額は、今年度、飯詰地区管理組合の活動休止に伴う補助金の減によるものです。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第31、議案第22号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第22号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ417万6,000円を追加するものです。歳入からご説明させていただきますので、238、239ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料の1節特別徴収保険料は、被保険者数の移動実績により減額するものでございます。

2目普通徴収保険料の1節現年度分は、年度内の年齢到達による加入実績により増額するものでございます。2節過年度分は、実績見込みにより増額するものでございます。

2款1項1目督促手数料の1節督促手数料は、実績見込みにより増額するものでございます。

5款1項1目延滞金の1節延滞金は、1月末現在の収入額を基に、見込みにより増額するものでございます。

2項1目保険料還付金の1節保険料還付金は、実績見込みにより減額するものでございます。

歳入の説明は以上です。

240、241ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目徴収費は、財源補正でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節は、保険料及び延滞金の実績見込みにより増額するものでございます。

3款1項1目保険料還付金は財源補正でございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第32、議案第23号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

議案書243ページからとなります。

第2条収益的収入について、第1款第1項営業収益を48万6,000円減額し、第2項営業外収益を70万2,000円増額するものです。

続いて、支出について、第1款第1項営業費用を271万6,000円、第2項営業外費用を184万8,000円、それぞれ減額とするものです。

続いて、第3条資本的収入及び支出について、第3条に記載のとおり、額をそれぞれ改めるものです。

次の244ページをお願いいたします。

収入。

第1款資本的収入について、第2項負担金から第4項補助金を、それぞれ記載の金額の計340万2,000円を減額するものとし、支出第1款資本的支出について、第1項建設改良費2,059万5,000円を減額するものです。

続いて第4条、他会計からの補助金を記載のとおり減額するものです。

補正の内容を説明いたします。

250、251ページをお願いいたします。

収益的収入1款1項1目の給水収益は、実績見込みにより減額するものです。

3目その他営業収益の手数料は、給水装置工事検査手数料12件分の増額を実績により、業者指定手数料は新たな指定店登録申請がなかったものです。

2項2目の一般会計繰入金は、実績見込みにより減額するものです。

3目の加入金は新規管理の実績による減、6目消費税及び地方消費税還付金は実績見込みによるものとなります。

続きまして支出。

2款1項1目原水及び浄水費については、施設維持管理費用の実績見込みによる減額となります。

4目総係費については、水道事務費の実績見込みによるものとなります。

5目の減価償却費については、昨年度に取得した機械及び装置などの財産の増及び老朽化により更新した機械の減により、減価償却費に変更が生じたものであります。

2項1目支払い利息と2目消費税及び地方消費税は、額確定によるものとなります。

3項1目過年度損益修正損は、過年度の還付がなかったため減としたものです。

続きまして、次のページ、252、253ページをお願いいたします。

資本的収入。

1款2項負担金と4項補助金は、それぞれ今年度の事業費実績見込みに伴う減額となります。

支出。

1款1項1目施設改良費は、今年度の事業費の実績見込みによる減額となります。

2目の量水器購入費は、新規加入者減に伴う水道メーター購入費の減額となります。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第23号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日3月2日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時55分)

